

## 2 申告所得税

### 統計表を見る方のために

統計表の構成や順序はほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のものと継続して利用することができる。

#### 1 利用上の注意

これらの統計表は、平成 15 年 1 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までの間の所得について、平成 16 年 3 月 31 日までに確定申告、修正申告又は更正・決定により申告納税額が計算された者（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

#### 2 用語の説明

**事業所得者**とは、①事業所得だけを有する者、②事業所得と事業所得以外の各種の所得を併有する者で、事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者をいう。

**その他所得者**とは、事業所得者以外の者をいう。

**総所得金額等**とは、総所得金額（利子・配当・不動産・事業・給与・総合課税の短期譲渡・雑の各所得の金額の合計額と総合課税の長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額×1/2相当額の合計額）及び土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間についての適用なし（以下同じ））、分離短期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額をいい、損益通算及び繰越控除（前年が損失申告の場合、本年分の所得金額から前年分の損失額を控除すること。）後の金額をいう。

**申告納税額等**とは、確定申告、修正申告、更正及び決定により計算された納付すべき税額をいう。

**合計所得金額**とは、損益通算後で繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいう。

**更正の請求**とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正をすべき旨の請求をすることをいう。

**法第 103 条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

**加算税**とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、一種の「行政罰」としてその申告を怠った程度に応じて課す税をいう。

(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税……所得の計算の基礎となる事実を隠ぺい又は仮装した場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

**損益通算**とは、事業所得の金額、不動産所得の金額、譲渡所得の金額又は山林所得の金額に損失がある場合、一定の順序で他の各種所得の金額から差し引くことをいう。

**平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。